

社会福祉法人ひまわり福祉会

居宅介護支援サービス重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、平成11年3月31日厚生省令第38号（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	ひまわり福祉会
主たる事務所の所在地	島根県出雲市神西沖町2479番地6
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 須田 英男
設立年月日	1973年1月9日
電話番号	0853-43-7500
FAX番号	0853-43-7501
ホームページアドレス	http://w-himawari.jp

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ひまわり園介護支援センター
所在地	島根県出雲市神西沖町2512番地1
事業所の種類・指定番号	指定居宅介護支援事業 3270400025
管理者名	原田 奈々
開設年月日	2000年4月1日
電話番号	0853-43-3622（24時間対応）
FAX番号	0853-43-9062

3. 第三者評価事業受審状況

第三者評価実施の有無	有
評価実施した直近の年月日	2018年2月21日
評価機関の名称	有限会社保健情報サービス
評価結果の開示状況	開示中（ホームページ、WAMNET）

4. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	指定	指定年月日	事業所番号
介護福祉施設従来型	島根県	2000年4月1日	3270490026

介護福祉施設ユニット型	島根県	2011年4月1日	3270490091
短期入所生活介護	島根県	2000年4月1日	3270490026
介護予防短期入所生活介護	出雲市	2003年4月1日	3270490026
介護医療院	島根県	2024年4月1日	32B0400018
短期入所療養介護	島根県	2024年4月1日	32B0400018
介護予防短期入所療養介護	出雲市	2024年4月1日	32B0400018
訪問介護事業	島根県	2000年4月1日	3270400272
第一号訪問事業（総合事業）	出雲市	2018年4月1日	3270400272
通所介護事業	島根県	2000年4月1日	3270400298
第一号通所事業（総合事業）	出雲市	2018年4月1日	3270400298
認知症対応型通所介護事業	出雲市	2000年4月1日	3270400306
介護予防認知症対応型通所介護事業	出雲市	2020年10月1日	3270400306
認知症対応型共同生活介護	出雲市	2004年4月21日	3270400710
居宅介護（障がい）	島根県	2000年4月1日	3210400119

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ひまわり園介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき要介護者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、介護計画を作成すること等による支援を目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> ひまわり園介護支援センターの居宅介護支援は、利用申込者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。 ひまわり園介護支援センターは、被保険者が要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。 ひまわり園介護支援センターは、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮し努める。 ひまわり園介護支援センターは、出雲市から介護認定調査の委託を受けた場合は、被保険者に対し公平、中立かつ正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。 ひまわり園介護支援センターは、居宅介護支援の提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類が、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。その際、利用者は複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をサービス計画に位置付けた理由について説明を求めることができることを説明する。

6. 職員体制

従業者の職種	指定基準等
管理者	1人（常勤の主任介護支援専門員） 管理者は同事業所の介護支援業務を兼務可能とする。
介護支援専門員	1人以上を配置 1人あたりの担当件数は45件未満を標準とする。

※入職・退職等の関係で、上記体制に若干の変動が生じる場合がありますが、その場合も各配置基準を満たした体制にて運営します。

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		休暇
	形態	勤務時間	
管理者	日勤（常勤）	8：30～17：00	土日祝
主任介護支援専門員	日勤（常勤）	9：00～17：30	8月13日～15日
介護支援専門員	日勤（常勤）	9：30～18：00	12月30日～翌1月3日

8. 営業日（時間）等

営業日	月	火	水	木	金	土	日
		○	○	○	○	○	休業
	その他の休業日：祝祭日、8月13日～15日、12月30日～翌1月3日						
営業時間	9：00～17：30						

※ 緊急時等における電話相談は、24時間365日対応します。

9. 利用料

(1) 基本料金

介護保険により保険者から支給されますので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、介護報酬告示上の額と同額の金額（1ヶ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、出雲市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

通常サービス提供地域（出雲市内）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の場合は、利用者の同意を得てから、介護支援専門員の訪問費用として、通常の地域の実施地域を越えたところから1kmあたり50円の交通費のご負担をお願いします。

10. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容
サービス計画の立案	担当のケアマネージャーがご自宅に伺います。ご本人やご家族のご希望を前提に、どのような介護サービスを、いつ、どれだけご利用するかをご提案し、それらを総合的にまとめた上で、サービス計画を作成いたします。 利用する介護サービス等については、複数の事業者の紹介を求めることができます。また、当該事業者をサービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。
情報提供・連絡調整	ご自宅、または利用されているサービス事業所での様子、ご家族の状況の変化を確認しながらサービスの見直し等を行います。
医療機関との連携	早期から退院支援のため連携をはかります。 入院の必要が生じた場合は担当の介護支援専門員の名前を病院に伝えるようご協力下さい。
相談業務	在宅生活の継続に向け、各種制度から日常生活上の悩みまでご相談に応じます。
給付管理	介護保険給付の適正化のため、主に以下の管理を行います。 ① ご本人に対して、サービスが計画通りに提供されたかを確認します。 ② ご本人の月々の自己負担額がどの程度になるかを試算し、またサービス提供後に適正に支払われたかを確認します。 ③ サービスを提供した事業者に対して、保険者から適正に支払われたかを確認します。
要介護認定の申請代行	ご本人、ご家族に代わり申請に対する協力・援助をします。

11. 事業の実施地域

実施地域	出雲市
------	-----

12. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。また、意見箱への投書による受け付けも可能です。受け付けたご意見等は、相談（苦情）対応委員会にて調査及び審議を行い、事態の解決に向けて取り組みます。

尚、担当者が不在のときは、申立人様の連絡先を確認させていただき、改めて担当者からご連絡致します。

苦情受付担当者	原田 奈々 (介護支援センター係長)
電話番号	0853-43-3622
ファクシミリ番号	0853-43-9062
受付可能時間	24時間

事業所窓口以外にも、下記の窓口で受け付けが可能です。受付時間は9時～17時です。

(1) 第三者委員

担当者	電話番号
喜種 彰子	090-2003-3181
内田 のり子	090-2007-4056

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

出雲市役所高齢者福祉課	0853-21-6972
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	0852-21-2811
島根県社会福祉協議会 運営適正化委員会	0852-32-5913

苦情解決の責任者、及び対応担当者は下記の通りです。

苦情解決責任者	須田 英男 (ひまわり園 施設長)
苦情対応担当者	谷口 稔 (ひまわり園 副施設長)
電話番号	0853-43-2633
ファクシミリ番号	0853-43-2747

1.3. 非常災害対策 (火災・自然災害)

災害時の対応	別途定める「消防計画」「防災計画」等に則り対応を行います。	
近隣との協力関係	地域防災協力員として ・社会福祉法人親和会 ・近隣住民	
平常時の訓練等	総合防災訓練 (自衛消防訓練) 2回/年 自然災害想定訓練 (地震・風水害等) 1回/年 防災に関する研修 複数回/年	
防災設備 ※事務所付近の状況	・スプリンクラー	有
	・避難階段	有
	・避難スロープ	無
	・自動火災報知機	有
	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有
	・防火シャッター	無
・防火扉	有	

	・屋内消火栓	有
	・非常通報装置	有
	・漏電火災報知器	無
	・非常用電源	無
	・防災カーテン	有
防火管理者	大澤 啓悟 (法人事務局)	

1 4. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

駐車場所	原則、介護支援専門員は自動車で訪問します。 訪問の際に使用可能な駐車場をご指定ください。
訪問時間	道路交通状況や訪問先での思わぬトラブル等が発生し、訪問予定時刻に間に合わない場合は電話にて連絡します。
迷惑行為等	従業者に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント行為等により、利用者（家族）と健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約解除をすることがあります。
贈物等	介護支援専門員に対し、贈物や飲食の提供はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	介護支援専門員に対し、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 6. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名： 損保ジャパン株式会社
- ・保険の内容： しせつの損害補償
対人、対物、財物、人格権侵害、経済的損失、徘徊時 等

1 7. 虐待、及び身体拘束の防止

(1) 虐待防止

事業所は、虐待の発生（又はその再発）を防止するため、職員に対する定期的な研修等を実施し、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するなど、適切な措置を講じます。

(2) 身体拘束等への対応

当事業所は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、緊急やむを得なかった理由、身体拘束の様態、及び時間等についてご家族に説明し同意を得たうえで実施し、ご利用者様の心身の状況について記録します。また、虐待防止委員会で協議のうえ、拘束の早期解除に向けて取り組みます。

18. 感染対策

感染症対策委員会を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止、発生時の対応等について検討するとともに、マニュアルの整備や設備・医療機器等の衛生管理、職員研修の企画・実施等を行います。

感染症・食中毒に関する職員研修	1回／年実施
感染症が発生した場合の事業継続訓練	1回／年実施

また、感染症が発生・蔓延した場合はマニュアルに従って対応し、市町村・保健所等に連絡するなど必要な措置を講じます。

19. 重要事項の変更

本重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を通知するとともに書面での同意を求めます。

20 年 月 日

(サービス事業者)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項を説明しました。

名称 社会福祉法人ひまわり福祉会

代表者 理事長 須田英男

説明者

(サービス利用者)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

住所 _____

氏名 _____

(署名代行者)

私は、下記の理由により、本人の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住所 _____

氏名 _____

署名代行の理由 _____

(利用者の家族等)

私は、本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____